

まちづくりだより

第一整備地区

第42号

清水建設(株)との和解について（民間事業者包括委託関係）



令和元年6月の本事業一時中断以前に工事等を請け負っていた、清水建設(株)との間で、施工実績等について見解の相違があり、契約代金の支払いについて当事者間での解決が困難な状況となっていました。この見解の相違について、神奈川県建設工事紛争審査会（建設工事の契約トラブルの解決を図る準司法機関）において、令和2年10月から約2年半、13回の審理の結果、清水建設(株)からの請求額約22億6,400万円に対し、審査会からは市が支払う解決金を4億円とする和解勧告が出されました。

市では、勧告内容の妥当性を確認した上で、調停の成立を議案として市議会に提案し、令和5年6月29日に承認されたことから、今後、この解決金の支払いを行い、清水建設(株)と和解する予定です。

和解に関するよくあるご質問

Q1

解決金の支払いによって資金計画への影響はありますか。

A1

解決金の金額につきましては、平成30年度に支払いを予定していた工事や設計業務の予算内であり、事業計画の見直し案の資金計画に計上している範囲内であることから、影響はありません。

Q2

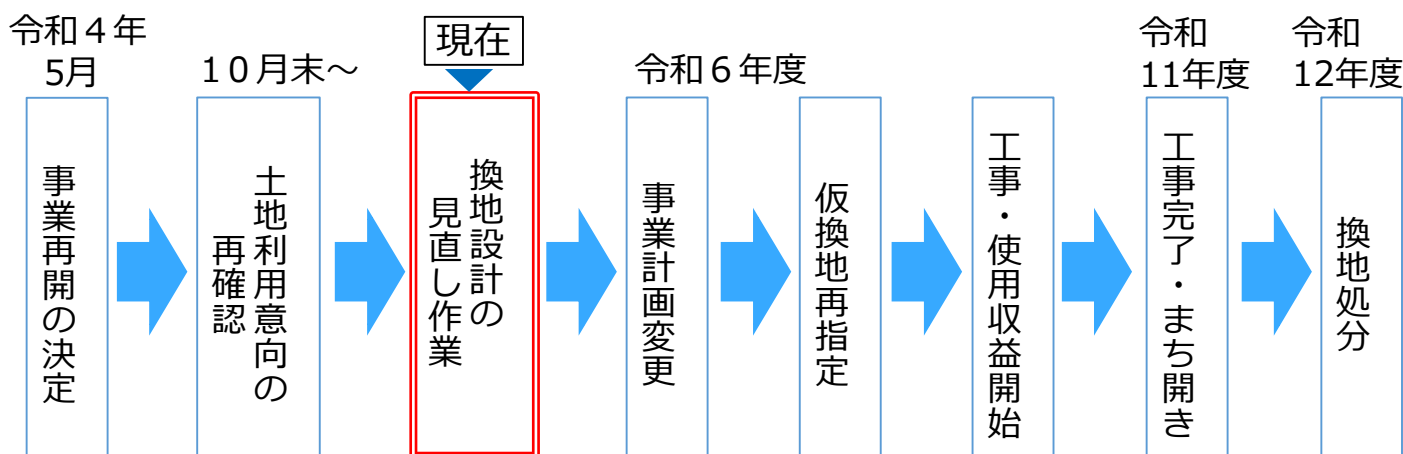
この件について清水建設(株)との協議等はすべて終了するのですか。

A2

調停の成立により、本件に係る本市と清水建設(株)との紛争が全て解決することになります。今後、本件について改めて清水建設(株)との協議等が発生することはありません。

事業の進捗状況について

現在、皆様からご提出いただいた換地申出書に基づき、換地設計の見直し作業を進めております。換地設計の進捗状況や供覧等の時期につきましては、改めて、まちづくりだより等でお知らせいたします。



業務委託について

下表のとおり、第一整備地区内の除草・維持管理のため業務委託の契約を締結しました。作業期間中、皆様には何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

契約締結した委託業務（表）

業務名称	麻溝台・新磯野第一整備地区 除草業務委託	麻溝台・新磯野第一整備地区 施行者管理地維持管理業務委託（その1）
内容	事業地内における除草業務	事業地内におけるブルーシート、 防塵ネット等の維持補修業務
工期	令和5年5月19日～令和5年12月18日	令和5年6月23日～令和5年10月20日
受注者	株式会社 植義	有限会社ダイリン
契約金額	10,417,000円（税込）	9,130,000円（税込）

また、廃棄物等の処理に係る下記業務委託については、今後入札を行い8月に契約予定です。

- ①廃棄物処理業務委託（その1）：100mm以下の廃棄物混じり土の処理
- ②廃棄物処理業務委託（その2）：100mm超の表層残置物の処理

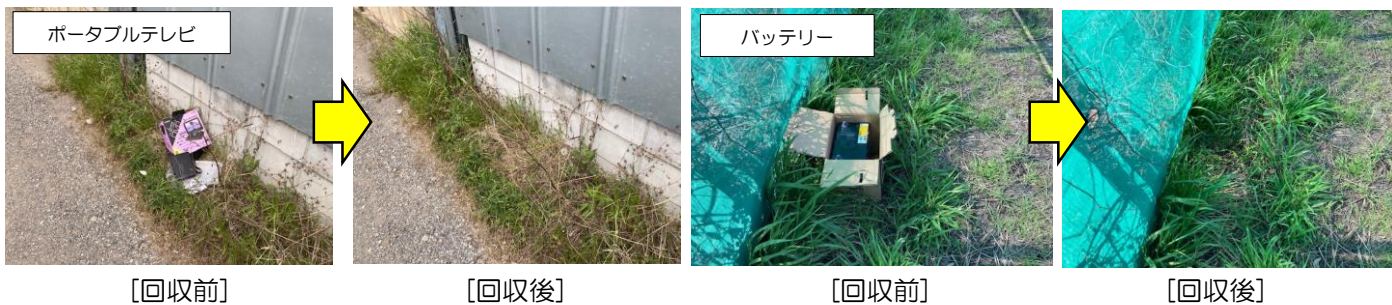
事業区域内の維持管理について

事業区域内の安全管理等のため職員によるパトロールを実施しています。令和5年（5月まで）の事業区域内の不法投棄物の回収状況については、下表のとおりです。事業区域内において、お気づきの点等がございましたらご連絡ください。

令和5年 事業区域内の不法投棄物回収件数（表）

	令和5年					
	1月	2月	3月	4月	5月	小計
件数	1件	4件	5件	10件	7件	27件
内訳						
施行者管理地	1件	3件	4件	2件	0件	10件
道路	0件	1件	1件	8件	7件	17件
主な投棄物	自動車用品、バッテリー、テレビなど					

**不法投棄は
犯罪**
ごみを違法に捨てた者は、
法律で5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
若しくはその両方が
科せられます。



麻溝台・新磯野地区整備事務所の人事異動について

令和5年6月1日付けの人事異動により、事業計画班の三嶽友輔主任が転出し、新たに小泉香織主査が転入しました。また、橘田勝宗主査が6月2日付で退職しました。

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所
〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
TEL：042-769-9254（事業計画・換地・補償に関すること）
TEL：042-707-7184（現場管理に関すること）
TEL：042-769-1393（後続（北部・南部）地区に関すること）
FAX：042-754-8490